

本 庁
出先機関

上尾市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市事務専決規程の一部を改正する訓令

上尾市事務専決規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 9 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 規則、訓令及び要綱の制定 又は改廃を行うこと。			
ア 規則	軽易なもの		
イ 訓令	○		
ウ 要綱	○		

別表第 2 総務部の表職員課の項第 2 号(4)中「3 0 日を超えるもの」の次に「（再度承認するものに限る。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

1 5 地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされた職員を再度休職（上尾市職員の分限に関する条例施行規則（令和 3 年上尾市規則第 1 1 号）第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける休職に限る。）にすること。	○		
---	---	--	--

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の上尾市事務専決規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第2条第1号に規定する決裁をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。